

## 民法（債権法）改正検討委員会 設立趣意書

市民社会の枠組を定める基本法である民法典は、その制定から 110 年を経て、債権編を中核とする部分について、抜本的な改正の必要性に直面している。すなわち、経済や社会は制定時の予想を超える大きな変化を遂げ、また市場のグローバル化はそれへの対応としての取引法の国際的調和への動きをもたらした。これら前提条件の質的变化は、新たな理念のもとでの法典の見直しを要請している。他方で、法典の解釈適用の過程で判例は条文の外に膨大な数の規範群を形成しており、基本法典の内容について透明性を高める必要性を痛感させている。

日本の民法学は、「民法」が圧倒的に西欧の文化的産物であった歴史の中で、継受法の 1 世紀余に及ぶ解釈適用を通じ、独自の解釈論と実務を形成してきた。我々が、そのような自らの蓄積に基づいて今後の債権法のあるべき姿を示すことは、少なからざる意味を持つものと考ええる。

そこで、学界の有志が集まり、民法（債権法）の抜本改正のための準備作業として、改正の基本方針（改正試案）を作成することを目的に、以下の要領で「民法（債権法）改正検討委員会」（以下「本委員会」という。）を設立することとした。

第 1 本委員会は、5 つの準備会、全体会議及び幹事会で構成する。

第 2 準備会は改正の基本方針（改正試案）とその理由書の原案の作成を任務とし、各準備会は、主査のほか、2 名の学者、法務省民事局参与、同参事官で構成する。このほか、幹事として、法務省民事局の局付及び調査員若干名の参加を認める。

第 3 全体会議は、準備会の作業結果を踏まえて幹事会から提案された改正の基本方針（改正試案）を審議すること等を任務とし、準備会委員、法務省官房審議官並びに 20 名以内の民法及び関連領域の学者等で構成する。全体会議には、委員長 1 名、委員長代行若干名を置く。

第 4 幹事会は、準備会の作業結果を調整・整理して、全体会議に上程する議題の準備をすること等を任務とし、全体会議委員長、準備会主査、法務省民事局参与、同参事官、及び準備会委員中の若干名をもって構成する。

第5 本委員会の作業の対象領域は、民法典債権編を中心とし、必要に応じて総則編等にも及ぶものとする。

第6 本委員会は、2008年度中に改正の基本方針（改正試案）を取りまとめることを目標とする。

第7 本委員会の事務局を社団法人商事法務研究会に置く。

2006年10月7日

発起人氏名（五十音順）

内田 貴	東京大学教授・法務省民事局参与
大村敦志	東京大学教授
沖野眞己	学習院大学教授
鎌田 薫	早稲田大学教授
筒井健夫	法務省民事局参事官
中田裕康	一橋大学教授
安永正昭	神戸大学教授
山田誠一	神戸大学教授
山本敬三	京都大学教授